只木ゼミ後期第3間弁護レジュメ

文責:4 班

I. 反対尋問

- 5 1. 検察側は判決の引用の趣旨として、相手方が真実を知れば財産ないし利益を移転させる ことはなかったであろう点を重視していることを挙げているが、この点を重視すると詐欺 罪が個人の意思決定の自由に対する罪になってしまい、詐欺罪は財産罪であることとの矛 盾が生じるのではないか。
- 2. 検察側の採用する形式的個別財産説において、反対給付があったとしてもなお、詐欺罪 10 が個別財産に対する罪であるという性格を徹底させる根拠は何か。

Ⅱ. 学説の検討

ア説(全体財産説)について

検察側と同様の理由により採用しない。

15

20

イ-2 説(形式的個別財産説)について

被害者側の交付行為を要件とする詐欺罪では、個別の財物・利益の喪失は被害者の意思に 基づいている。そのため本説によると、相当の対価を得ている場合などにおいて占有・支配 の喪失だけで財産的損害を基礎づけ、実質的に財産上の損害を不要とすることとなり1、詐 欺罪の成立範囲が広くなりすぎる。

以上より、弁護側はイ-2 説を採用しない。

イ-1説(実質的個別財産説)について

財産は、生命・身体のような自己目的的な存在ではなく手段的な存在であり、交換手段・ 25 目的達成手段として保護されている。よって、この点を考慮した上でその物・利益の移転・ 喪失自体に詐欺罪を認める実質的な法益侵害性があるかを判断することのできる本説は、 単に財物を交付したことでなく、錯誤によって財物を交付したことが構成要件とされてい る詐欺罪の実体を的確に表したものであると言える²。

以上より、弁護側はイ-1説を採用する。

30

Ⅲ. 本間の検討

- 1. X が暴力団員であるのにもかかわらずそれを秘匿し、口座通帳とキャッシュカードを 受領した行為につき、詐欺罪(刑法(以下法令名略)246条1項)が成立しないか。
- (1)「財物」とは、他人の所有する財物をいう。本件において、口座通帳およびキャッシュカ

¹ 山口厚『刑法各論[第2版]』(有斐閣,2010年)267頁。

² 松原芳博『刑法各論』(日本評論社,2016年)274頁。

- ードは銀行の所有する財物であるため、「財物」にあたるといえる。
- (2) 「人を欺いて財物を交付させた」こととは、①欺罔行為、②錯誤、③処分行為、④財産又は財産上の利益の移転、⑤かかる財産上の損害につき因果関係が存在することである。
- (3)ア、 欺罔行為とは、財物の交付の判断の基礎となる重要な事項を偽ることをいう。
- 5 イ、本件についてみると、X は暴力団員であるにもかかわらず、暴力団員ではないと装い 甲銀行に口座開設の申し込みを行っている。甲銀行は国の要請や企業の社会的責任等の観 点から行動指針をさだめ、暴力団員が口座を作ることを拒絶していた。かかる事情などか ら、X が暴力団員か否かである事情は口座開設および口座通帳、キャッシュカードの交付に おいて判断の基礎となる重要な事情であるといえ、かかる事情につき偽りの申し出をした 10 Xの行為は欺罔行為にあたる。
 - (4) そして、甲銀行はXによる当該欺罔行為によりXに口座開設の資格があると誤信する という錯誤に陥っている。
 - (5)ア、 処分行為とは、被欺罔者の瑕疵ある意思に基づき、財物の占有を終局的に相手方に移転させる行為をいう。
- 15 イ、 本件で甲銀行はXに口座通帳およびキャッシュカードを交付している。いったんカードが交付されればXに占有が移転するものであり、財物の占有を終局的に相手方に移転させたといえ、本件交付は処分行為にあたる。
 - (6) 上記の通り、処分行為によって、口座通帳およびキャッシュカードはXの占有下に移転しているから、財産の移転があったといえる。
- 20 (7) 次に、本件財産の移転は財産上の損害を及ぼしているか問題となる。
 - ア、 財産とは、生命・身体のような自己目的的な存在ではなく手段的な存在であり、交換 手段・目的達成手段として保護すべきものをさしている。そのような観点から、形式的な財 産の移転に加えて、実質的な財産上の損害という要件が必要である(実質的個別財産説)。
 - イ、 本件において、甲銀行は口座開設にともないキャッシュカードおよび通帳を交付した にとどまっており実質的な財産上の損害が発生しているとはいえない。
 - 2. よって、かかる要件を満たさないため、Xに詐欺罪は成立しない。

IV. 結論

当該行為につき、Xは不可罰となり何ら罪責を負わない。

30

25

以上